

糸島市補助金設計書

所管課 文化課

補助金名称	文化財保護事業補助金
区分	②奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市文化財保護条例、糸島市文化財保護事業等補助金交付規程

〔長期総合計画体系〕

基本目標 5 __みんなの力で進める協働のまちづくり

政策 5 __文化・芸術の創造

施策⑩__文化財の保護を推進し、積極的に情報を発信する

1 補助の目的

文化財の維持には一定の費用負担が発生するため、国、県又は市の指定文化財を対象とする文化財保護事業に対し、所有者負担分の一部を補助する。

2 成果指標

補助金交付により実施された保護事業数

3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業：国、県又は市指定文化財の保護事業
補助対象者：国、県又は市指定文化財の所有者又は管理団体

4 補助対象(外)経費

補助対象経費
補助対象事業に直接要する経費（共済費、賃金、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費等）

5 補助率・補助限度額、積算根拠

補助対象額から国・県補助金額を除いた額(所有者負担金)の50%以内。

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

平成32年度まで